

地域在来種苗の保存・利用等の促進に関する法律案（仮称）について

1. 目的

この法律は、地域の農産物等の品種の多様性の確保を図ることが地域における農業等の振興において重要であることに鑑み、地域の農産物等の品種の種苗（以下「地域在来種苗」という。）の保存及び利用並びに地域在来種苗を用いることにより得られる収穫物（以下「地域在来農産物」という。）の利用（以下「地域在来種苗の保存・利用等」という。）を促進するために必要な事項を定め、もって農業等の持続的かつ健全な発展に寄与するとともに、農村その他の地域の活性化に資することを目的とすること。

2. 基本理念

- (1) 地域在来種苗の保存・利用等については、経済性その他の事情から民間において十分に行われないおそれがあることに鑑み、国及び地方公共団体が積極的な役割を果たすことを旨として、その促進が図られなければならないこと。
- (2) 地域在来種苗の保存・利用等については、それぞれの地域において、その地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、創意工夫を生かした主体的な取組が行われ、これに対して国が積極的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならないこと。

3. 基本方針

- (1) 農林水産大臣は、地域在来種苗の保存・利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- (2) 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 地域在来種苗の保存・利用等の促進の意義に関する事項
 - ② 地域在来種苗の保存・利用等に関する施策に関する基本的な事項
 - ③ その他地域在来種苗の保存・利用等に関し必要な事項
- (3) 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

4. 都道府県計画

- (1) 都道府県は、基本方針を勘案して、その地域における地域在来種苗の保存・利用等に関する施策の推進に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができること。
- (2) 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、

これを公表しなければならないこと。

5. 都道府県に対する国の支援

国は、都道府県が都道府県計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6. 地域在来種苗の収集及び保存並びに提供

都道府県は、その地域における地域在来種苗を収集し、及び保存するよう努めるとともに、当該地域在来種苗又は地域在来農産物の生産を行おうとする関係者からの求めに応じてその保存する当該地域在来種苗を提供するよう努めるものとする。

7. 技術の開発及び普及

国及び地方公共団体は、地域在来種苗の保存及び利用の促進を図るため、地域在来種苗の長期的かつ安定的な保存に資する技術及び地域在来種苗の増殖に関する技術の開発及び普及のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

8. 人材の育成及び確保

国及び地方公共団体は、地域在来種苗の保存・利用等に関し専門的な知識又は技術を有する者その他の地域在来種苗の保存・利用等の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

9. 連携の強化

- (1) 国及び地方公共団体は、地域在来種苗の保存及び利用の促進を図るため、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、農業者の組織する団体その他の関係者等との連携の強化に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、地域在来農産物の利用の促進を図るため、地方公共団体並びに地域在来農産物を生産する農業者及び農業者の組織する団体、地域在来農産物を利用する事業者その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者との連携の強化に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

10. 関係者の活動に対する支援

国及び地方公共団体は、地域在来種苗の保存又は地域在来種苗若しくは地域在来農産物の生産を行う農業者及び農業者の組織する団体、地域在来農産物を利用する事業者その他の関係者のその活動を支援するため、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

11. 国民の関心と理解の増進

- (1) 国及び地方公共団体は、地域在来種苗の保存・利用等の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、地域在来農産物の生産等の体験活動の促進、学校給食等における地域在来農産物の利用の促進、地域在来農産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、民間の団体等が行う地域在来種苗の保存・利用等の重要性に関する国民の関心と理解を深めるための活動を支援するため必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

12. 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。